

宮城県警察職員の賞じゅつ金に関する規則

昭和44年5月20日

宮城県公安委員会規則第2号

宮城県警察職員の特別ほう賞に関する規則を次のように定める。

宮城県警察職員の賞じゅつ金に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮城県警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官を含む。以下「職員」という。）に対する賞じゅつ金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(賞じゅつ金の支給)

第2条 職員が、その生命又は身体の危険を顧みることなく職務を遂行して、負傷し、疾病にかかり、又はそのため障害の状態となり、若しくは死亡した場合において、功労があると認められるときは、警察本部長（以下「本部長」という。）は、当該職員又はその遺族に対して、賞じゅつ金を支給するものとする。

2 賞じゅつ金の支給を受ける遺族の範囲及び順位については、職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮城県条例第70号）第2条の2の規定の例による。

(賞じゅつ金の種類)

第3条 賞じゅつ金の種類は、殉職者賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金、障害者賞じゅつ金及び傷病者賞じゅつ金とする。

(殉職者賞じゅつ金)

第4条 殉職者賞じゅつ金は、第2条第1項の負傷又は疾病により、死亡した職員の遺族に対して支給するものとし、その額は、別表第1に定めるとおりとする。

(殉職者特別賞じゅつ金)

第5条 殉職者特別賞じゅつ金は、前条の規定にかかわらず、職員が命を受け、特に生命の危険が予想される現場又は地域に出動し、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより危害または災害を受け、そのために死亡した場合において、その者の功績が特に顕著であると認められるときに、死亡した職員の遺族に対して支給するものとし、その額は、3,000万円とする。

(障害者賞じゅつ金)

第6条 障害者賞じゅつ金は、第2条の負傷又は疾病により、障害の状態になった職員に対して支給するものとし、その額は、別表第2に定めるとおりとする。

(傷病者賞じゅつ金)

第7条 傷病者賞じゅつ金は、第2条の負傷又は疾病により、療養を受けた職員に対して支給するものとし、その額は、別表第3に定める範囲内とする。

(賞じゅつ金の加算)

第8条 第4条若しくは第5条の規定により死亡した職員の遺族に支給する殉職者賞じゅつ金若しくは殉職者特別賞じゅつ金又は第6条の規定により職員に支給する障害者賞じゅつ金（障害の程度が別表第2に掲げる8級以上に該当するものに限る。）の額は、職務遂行上の危険性が極めて高く、かつ、当該行為が積極果敢で一般の模範と認められるものにあつては、第4条、第5条又は第6条の規定にかかわらず、第5条、別表第1又

は別表第2に定める額に当該額の10割以内の額を加算して得た額を支給することができる。

(委任)

第9条 この規則の施行に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、昭和44年5月20日公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47年1月7日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年1月1日から適用する。

附 則 (昭和49年5月31日公安委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年6月6日から適用する。

附 則 (昭和52年12月17日公安委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年12月1日から適用する。

附 則 (昭和57年9月28日公安委員会規則第4号)

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和60年12月27日公安委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年2月1日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成6年2月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月12日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成8年4月12日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年10月9日公安委員会規則第10号)

この規則は、平成21年10月9日から施行する。

別表第1（第4条関係）

殉職者賞じゅつ金

功 勞 の 程 度	金 額
特に著しい功労があると認められるもの	25,200,000円
著しい功労があると認められるもの	18,700,000円
功労があると認められるもの	13,600,000円

別表第2（第6条関係）

障害者賞じゅつ金

功勞の 程度 障害 の程度	特に著しい功労が あると認められる もの	著しい功労がある と認められるもの	功労があると認め られるもの
第1級	20,600,000円	13,600,000円	9,800,000円
第2級	15,500,000円	12,100,000円	9,200,000円
第3級	13,600,000円	10,700,000円	8,200,000円
第4級	12,100,000円	9,500,000円	7,200,000円
第5級	10,300,000円	8,200,000円	6,200,000円
第6級	9,000,000円	7,000,000円	5,600,000円
第7級	7,600,000円	5,900,000円	4,600,000円
第8級	6,400,000円	4,900,000円	3,800,000円
第9級	5,300,000円	3,950,000円	2,900,000円
第10級	4,200,000円	3,000,000円	2,150,000円
第11級	3,100,000円	2,150,000円	1,550,000円
第12級	2,200,000円	1,550,000円	1,100,000円
第13級	1,450,000円	1,100,000円	750,000円
第14級	900,000円	750,000円	600,000円

備考 障害の程度は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に定める第1級から第14級までの障害の状態を準用する。

別表第3（第7条関係）

傷病者賞じゅつ金

療 養 期 間	金 額
1 か月未満の場合	150,000円以内
1 か月以上3 か月未満の場合	350,000円以内
3 か月以上6 か月未満の場合	500,000円以内
6 か月以上の場合	800,000円以内

備考 療養期間は、診断書による療養日数を基準とする。